

令和2年度答申第5号
令和2年8月31日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市情報公開審査会
会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成31年1月10日付け松総行第216号をもって諮問のあった「平成30年3月に松戸市立特定中学校の生徒が自殺したことに係る文書一切。」の開示請求に係る公文書の非開示決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長（以下「実施機関」という。）の行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求の経緯

審査請求人は、平成30年8月21日付けで「平成30年3月に松戸市立特定中学校の生徒が自殺したことに係る文書一切。」について公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

実施機関は、平成30年9月3日付けで、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件処分をした。

本件処分に対して、審査請求人は、平成30年11月12日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求対象文書を特定した上で、開示請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

また、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

4 実施機関の説明要旨

本件開示請求は、学校における生徒の事件・事故等を具体的に特定した上で、当該事件・事故等に係る文書の開示を求めるものである。

学校の生徒の事件・事故等に係る文書には、個人の氏名、死亡事故であれば死亡時の状況などが記載されているところであり、本件開示請求は、学校における児童・生徒の事件・事故等を具体的に特定したうえで、当該事件・事故等に係る文書の開示を求めるものであることから、こうした文書を開示することにより当該事件・事故に係る情報が明らかになるおそれがある。

このような情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たり、慣行として公にすることが予定されているものには当たらないことから、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

さらに本件対象文書の存否を答えることは、当該学校における生徒の事件・事故があったということ、合わせて、当該事件・事故に係る文書を保有しているという事実の有無を示すことになり、条例第7条第2号の非開示情

報を開示することとなるため、条例第9条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否した。

裁量的開示については、条例においては、このような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないとともに、実施機関は、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないこと（条例第3条）、また、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができることを規定する（条例第5条）。

次に、条例は、公文書の開示義務として、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないことを規定する（条例第7条本文）。

そして、公文書の存否に関する情報の開示について、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを規定する（第9条）。

また、開示請求に対する決定等について、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこと（第10条第2項）、及び公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならないこと（この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないこと（同条第3項））を規定する。

(2) 非開示情報について

条例第7条第2号は、「非開示情報」として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別す

ることができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。

ア 中学校名について

学校名は、生徒が1日のうち、所定の時間帯に学習を行い、他の生徒及び教職員とともに学校生活を営む場所を特定する情報である。

学校名は、主に昼間の時間帯において、生徒の所在場所に関する情報であり、また、学校の通学区域については、松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程(昭和45年松戸市教育委員会訓令第2号)別表第1において学校ごとの特定の町丁名及び番地等を規定しているため、学校名の開示は当該学校に在籍する生徒の現住地について、その町丁名及び番地等を開示することと同一の結果となる。

以上のことからすると、学校名は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当する。

イ 死者に関する情報について

「個人に関する情報」とは、個人の人格、私生活に関する情報に限らず、個人との関連性を有する全ての情報を意味し、個人の内心、身体、社会的地位等、個人に関する情報全般のほか、個人に関する一切の事項に係る事実、判断、評価等の全ての情報が含まれ、これらの情報は、原則として一律に非開示となる。

また、死者に関する個人情報については、当該個人情報を適正に管理すべき要請は、生存者に関する個人情報と異なること及び当該個人情報の不適正な取扱いによって、死者及びその遺族の名誉、信用、財産等、個人の権利利益を損なうことが想定できるため、条例の適用に当たっては、死者の個人情報は、同時に遺族の個人情報に該当するものとして、本人の生存の有無に関わらず、個人情報として保護の対象となる。

以上のことからすると、死亡原因が自殺であることの情報は、個人の内心、身体に関する情報であるとともに、死亡した本人及び家族等に対する判断、評価等に関する情報に該当し、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、個人情報に該当する。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、開示請求のあった特定の中学校において生徒の事件・事故の有無及びその原因を開示することとなり、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなる。

よって、実施機関が条例第9条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否したことは妥当である。

なお、裁量的開示は、条例の規定がないため適用できない。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 1月10日	諮問書の受理
令和 2年 1月20日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 2年 2月14日	第2回審査会（審議）
令和 2年 3月26日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 2年 6月25日	第4回審査会（審議）
令和 2年 7月20日	第5回審査会（審議・意見陳述）
令和 2年 8月31日	第6回審査会（審議）